

(補足)技術職員数(Z1)に係る改正について

令和3年4月1日以降の経営事項審査では、監理技術者の職務を補佐する者（＝以下のいずれかの者）についても、加点対象となりました。

（有資格区分コード：005、点数：4点として評価）

- ・建設工事の種類に応じた1級技士補(※1)であって、主任技術者要件(※2)を満たす者
- ・建設工事の種類に応じた監理技術者要件を満たす者

△1級技士補の資格を有するだけでは「監理技術者の職務を補佐する者」とはならず、主任技術者要件も満たす必要がありますので、ご注意ください。

1級技士補とは(※1)

令和3年度からの新たな技術検定制度において、第1次検定に合格した者。

主任技術者要件(※2)

○一級国家資格者 ・一級施行管理技士 ・一級建築士 ・技術士	○二級国家資格者 ・二級施行管理技士 ・二級建築士 等	○実務経験者 ・大卒(指定学科)後 3年以上の実務経験 ・高卒(指定学科)後 5年以上の実務経験 ・10年以上の実務経験 等
---	-----------------------------------	---